第１０号議案

　　品川区職員定数条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和５年２月２１日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　品川区職員定数条例の一部を改正する条例

　品川区職員定数条例（昭和５０年品川区条例第４１号）の一部を次のように改正する。

　第２条第１項中「２，５８０人」を「２，５９３人」に改める。

　　　付　則

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の第２条第１項の定数を超える員数については、１００人を限度として令和６年３月３１日までは定数外とする。

　（説明）児童相談所の開設準備および行財政の見直しに伴い、職員の定数上の措置を行う必要がある。